

神奈川県がん対策推進計画（平成 30 年度～平成 35 年度）

～ 概要版 ～

県では、平成 20 年に制定された「神奈川県がん克服条例」と平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県がん対策推進計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）に基づきがん対策を進めてきました。

このたび、計画の期間満了や、国の「がん対策推進基本計画」の変更、生存率の向上といったがんを取り巻く状況の変化等に対応するため、平成 30 年度からの新たな「神奈川県がん対策推進計画」を策定しました。

基本理念

がんを知り、がんと向き合い、がんの克服を目指す神奈川づくり

基本方針

- ・ 県民総ぐるみで取り組むがん予防
- ・ 患者の状態に応じた適切な医療の提供
- ・ がんになっても自分らしく生きられる社会の実現

全体目標

県民のみなさんが正しくがんを知り、がんを予防し、また、がんになっても自分らしく生きることのできる社会を構築し、がんを克服する。

施策展開

大柱1 がんの未病改善

中柱(1) 1次予防

1次予防とは病気そのものを予防することを言いますが、がんについては、避けられるがんを防ぐということになります。

がんの原因は、食や運動等の生活習慣、喫煙（受動喫煙を含む）、ウイルスや細菌への感染等、様々ですが、「未病の改善」の取組みや感染予防により、がんになるリスクを減らすことができます。

① 未病を改善する取組みの推進

- ◇ 栄養・食生活の改善
- ◇ 身体活動・運動量の増加
- ◇ 未病改善の取組みを支える環境づくり
- ◇ (公財) かながわ健康財団によるがん征圧推進事業

② たばこ対策の推進

- ◇ 卒煙（禁煙）サポート
- ◇ 未成年者の喫煙防止対策
- ◇ 受動喫煙防止対策
- ◇ (公財) かながわ健康財団による「かながわ卒煙塾」の開催

③ 感染症対策の推進

- ◇ 肝炎対策の推進
- ◇ HTLV-1 母子感染に関する理解促進
- ◇ 胃がんとピロリ菌に関する理解促進
- ◇ 子宮頸がんとHPVに関する理解促進

〔主な目標〕

- ・食塩の一日摂取量が 8 g 未満の人の割合の増加
(平成 25～27 年度：30.2%⇒平成 34 年度：56%)
- ・成人喫煙率の減少
(平成 25～27 年度：男性 26.9%、女性 9.7%⇒平成 34 年度：男性 21.5%、女性 4.4%)
- ・県民ニーズ調査における肝炎ウイルス検査受診率の向上
(平成 29 年度：23.2%⇒平成 34 年度：33.2%)

中柱（２）２次予防

２次予防とは早期発見・早期治療のことを言いますが、定期的ながん検診によりがんの早期発見・早期治療ができれば、がんになっても治る可能性が高くなるだけでなく、症状が出てから治療するより身体面でも費用面でも負担が少なく、生活の質（ＱＯＬ）を維持することもできます。

現在、がん検診は、健康増進法及び国の指針に基づき市町村が行っている検診のほか、労働安全衛生法に基づく職場での健康診断にがん検診を加えて行っている場合や、個人の負担で受診する人間ドックで行う場合があります。

がん検診によりがんの死亡者を減らすためには、単に受診率の向上だけでなく、「有効な」がん検診を「正しく」実施することが必要です。

① がん検診の受診促進

- ◇ 地域、職域が連携したがん検診の受診促進
- ◇ がん対策推進員による受診促進
- ◇ がん体験者と連携したがん検診の受診促進
- ◇ 職域における受診促進
- ◇ 効果的ながん検診の受診促進
- ◇ 精密検査の受診促進
- ◇ 有効ながん検診に係る理解促進

- ◇ (公財) かながわ健康財団による女性に対するがん検診の受診促進

② がん検診の精度向上

- ◇ 市町村がん検診の精度管理に係る必要なデータの把握
- ◇ がん登録データを活用した市町村がん検診の精度管理
- ◇ 各がん分科会における検診方法の検討及び改善の働きかけの実施
- ◇ 市町村における有効ながん検診の正しい実施
- ◇ 職域におけるがん検診の精度向上
- ◇ がん検診従事者の人材育成等

〔主な目標〕

- ・対策型検診として行われている全てのがん種(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん)におけるがん検診受診率の向上
(平成 28 年調査：胃がん 41.8%、大腸がん 42.2%、肺がん 45.9%、乳がん 45.7%、子宮頸がん 44.6%⇒平成 35 年度：すべて 50%)
- ・対策型検診として行われている全てのがん種(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん)における精密検査受診率の向上
(平成 27 年度報告：胃がん 74.5%、大腸がん 61.7%、肺がん 77.7%、乳がん 84.9%、子宮頸がん 68.9%⇒平成 35 年度：すべて 90%)

大柱 2 がん医療の提供

中柱 (1) がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制

本県におけるがん医療の中心的な役割を担うのが「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」です。

がん診療連携拠点病院等では、わが国に多いがん(肺・胃・肝・大腸・乳)に対して集学的治療等を実施しているほか、がん患者への相談支援等についても地域の中心的な役割を果たしています。

- ① 県立がんセンターにおける取組み
 - ◇ がん診療の中核病院としての高度ながん医療の提供
 - ◇ 重粒子線治療の推進
 - ◇ リハビリテーションセンターの運営
 - ◇ 漢方サポートセンターの運営
 - ◇ がん免疫療法の推進
 - ◇ 臨床研究の推進
 - ◇ がんゲノム医療
 - ◇ 相談機能の充実
 - ◇ 県がん診療連携協議会の開催
 - ◇ 県がん診療連携協議会に係る情報提供

- ② がん診療連携拠点病院等による集学的治療の提供
 - ◇ 県がん診療連携指定病院の整備
 - ◇ がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の提供
 - ◇ がん診療連携拠点病院等による医療従事者の育成

- ③ チーム医療の推進
 - ◇ がん診療連携拠点病院等におけるチーム医療の推進

- ④ 医科歯科連携
 - ◇ 医科と歯科との連携の促進

- ⑤ がんのリハビリテーション
 - ◇ がん診療連携拠点病院等におけるリハビリテーションの推進
 - ◇ 県立がんセンターにおけるリハビリテーションセンターの運営（再掲）

- ⑥ 支持療法の推進
 - ◇ がん診療連携拠点病院等における支持療法の推進

- ⑦ 希少がん・難治性がん対策
 - ◇ 県がん診療連携協議会と連携した体制整備に向けた取組み
 - ◇ 希少がん・難治性がんに関する相談支援、情報提供

- ⑧ 小児・AYA世代のがん対策
 - ◇ 県立こども医療センターにおける取組み
 - ◇ 小児・AYA世代のがんに関する相談体制の整備
 - ◇ 就学への取組み
 - ◇ 入院時学習支援制度
 - ◇ 特別支援学校における情報教育の推進
 - ◇ 特別支援学校によるセンター的機能
 - ◇ 就労への取組み
 - ◇ 情報の集約と集計データの提供
 - ◇ 私立幼稚園に対する情報提供
 - ◇ (公財) かながわ健康財団による小児がんに対する理解促進

- ⑨ 高齢者のがん対策
 - ◇ ガイドラインの普及啓発
 - ◇ 介護関係者の理解促進
 - ◇ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

- ⑩ がん登録の推進
 - ◇ がん登録の実施
 - ◇ がん登録データの活用

- ⑪ がんゲノム医療
 - ◇ ゲノム医療の体制整備
 - ◇ ゲノム医療に係る情報提供

⑫ 先進医療等の各種制度について

- ◇ 先進医療等の各種制度の普及啓発
- ◇ がん診療連携拠点病院等における取組み内容の周知

〔主な目標〕

- ・ 県立がんセンターにおける手術件数の増加
(平成 28 年度 : 3,464 件⇒平成 31 年度 : 4,500 件)
- ・ がん診療連携拠点病院等における悪性腫瘍手術件数 (平均) の増加
(平成 27 年 : 1,018 件⇒平成 35 年度 : 1,182 件)
- ・ がん診療連携拠点病院等におけるリハビリテーション実施病院数の増加
(平成 27 年 : 23 病院⇒平成 35 年度 : がん診療連携拠点病院等全病院)
- ・ がん診療連携拠点病院等におけるリンパ浮腫への対応病院数の増加
(平成 27 年 : 24 病院⇒平成 35 年度 : がん診療連携拠点病院等全病院)
- ・ 認知症対応力向上研修の受講者数の増加
(平成 28 年度末累計 : 3,236 人⇒平成 35 年度 : 6,800 人)

中柱 (2) 地域連携、協働の推進

がん患者がより身近な地域で安心して安全ながん医療を受けられるよう、がん地域連携クリティカルパス等の活用等により、がん診療連携拠点病院等と地域医療機関との連携が進められています。

① がん診療連携拠点病院等による地域連携

- ◇ 病院間及び病院・診療所間の連携

② がん地域連携クリティカルパスによる連携

- ◇ がん地域連携クリティカルパスの普及促進
- ◇ がん地域連携クリティカルパスの活用

大柱3 がんとの共生

中柱(1) 緩和ケアの推進

緩和ケアとは、がんと診断されたときの精神的なつらさ、治療に伴う痛み、就業や経済的負担に対する不安等、がんの状態や治療時期に関係なく、がんと診断されたときから感じるからだところの痛みを和らげることであり、その対象者は患者だけでなく、その家族等も含まれます。

緩和ケアには、身体的・精神心理的・社会的苦痛を含めた全人的な苦痛に対するケアが求められ、がん患者が可能な限り自らの望む療養生活を送るためには、がんと診断されたときから、治療、在宅医療、相談等の様々な場面において緩和ケアが切れ目なく提供されることが重要です。

- ① 緩和ケアの提供
 - ◇ 緩和ケア提供体制の充実
 - ◇ 緩和ケア病棟の整備
- ② 緩和ケア人材の育成
 - ◇ 緩和ケア研修会の実施
- ③ 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
 - ◇ 在宅緩和ケアの推進
 - ◇ 円滑な在宅療養移行に向けた退院支援
 - ◇ 日常の療養支援
 - ◇ 急変時の対応
 - ◇ 患者が望む場所での看取り
- ④ 緩和ケアの普及啓発
 - ◇ 緩和ケアに対する理解の促進

〔主な目標〕

- ・二次保健医療圏における緩和ケア病棟整備済み医療圏数の増加
(平成 30 年 1 月末 : 8 医療圏⇒平成 35 年度 : 全医療圏)
- ・がん診療連携拠点病院等におけるがん診療の主治医や担当医となる者の緩和ケア研修会受講率の増加
(平成 28 年度末 : 85.1%⇒平成 35 年度 : 90%)
- ・退院支援を実施している診療所・病院数の増加
(平成 27 年度 : 153 機関⇒平成 35 年度 : 225 機関)

中柱 (2) がん患者への支援

がんと診断された場合、多くのがん患者やその家族は、精神心理的苦痛を感じ、病状や治療方法、仕事との両立、治療費、療養生活等について不安や疑問を持ちます。こうした不安や疑問に対応するため、がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されているほか、ピアサポートやがん患者団体等による取組みも行われています。

① 相談支援

- ◇ がん相談支援センターの充実
- ◇ がん診療連携拠点病院等による相談人材の育成
- ◇ 各ライフステージに応じた相談支援
- ◇ 希少がんに関する相談支援
- ◇ ピアサポートによる相談支援
- ◇ ピアサポーターへの支援
- ◇ がん相談支援センターの周知の強化
- ◇ 県立保健福祉大学実践教育センターによる人材の育成
- ◇ 小児・AYA世代のがんに関する相談体制の整備 (再掲)

- ② がん患者及びその家族に対する情報提供
 - ◇ がん相談支援センターにおける情報提供
 - ◇ がん患者支援情報の均てん化
 - ◇ 県ホームページを活用した情報提供
- ③ がん患者団体等との連携
 - ◇ 県登録がん患者会の周知
 - ◇ がん患者団体への情報提供
 - ◇ がん診療連携拠点病院等における取組み
 - ◇ (公財) かながわ健康財団によるがん患者団体等への支援
- ④ 就労を含めた社会的な問題
 - ◇ 事業者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進
 - ◇ 医療従事者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進
 - ◇ 就労支援の取組み
 - ◇ 県民のがん治療と仕事の両立に関する理解促進
 - ◇ アピアランスサポートの実施
 - ◇ 妊孕性(生殖機能)の温存に係る取組み
 - ◇ がん患者の精神面に対するケア

〔主な目標〕

- ・ 二次保健医療圏におけるピアサポート実施医療圏数の増加
(平成 30 年 1 月末 : 6 医療圏⇒平成 35 年度 : 全医療圏)
- ・ 県ホームページ(「かながわのがん対策」)へのアクセス件数の増加
(平成 28 年度 : 10,965 件⇒平成 35 年度 : 12,000 件)
- ・ 県登録がん患者会の増加
(平成 30 年 1 月末 : 21 団体⇒平成 35 年度 : 32 団体)
- ・ がん相談支援センターにおける社会保険労務士の相談対応件数の増加
(平成 28 年度 : 125 件⇒平成 35 年度 : 138 件)

中柱（3）がんに対する理解の促進

県民が自ら率先してがん予防に取り組み、がん検診を受診するとともに、がん患者に関する理解を深めるためには、子どものうちから、がんに対する正しい知識を身につけることが重要なことから、がん教育の取組みが始まっており、今後さらなる推進が求められています。

また、がんに関する様々な情報はインターネット等により広く提供されていますが、情報のすべてが必ずしも正しいものとは限らないため、科学的根拠に基づいた正しい情報を的確に提供する必要があります。

① がん教育の推進

- ◇ 県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校での教員によるがん教育の授業実施
- ◇ 外部講師を活用したがん教育の授業実施
- ◇ がん教育指導者研修の実施
- ◇ がん教育教材の充実
- ◇ （公財）かながわ健康財団による学齢期からのがんに対する理解促進

② がんに関する知識の普及啓発

- ◇ メディアを利用した普及啓発
- ◇ その他広告媒体による普及啓発
- ◇ がん診療連携拠点病院等及び教育機関による普及啓発

〔主な目標〕

- ・ がん教育指導者研修受講者延べ人数の増加
（平成 28 年度 101 人、平成 29 年度 176 人⇒平成 35 年度：累計 600 人）
- ・ メディア（県のたより、新聞、広報誌等）の利用回数の増加
（平成 28 年度：年 9 回⇒平成 35 年度：年 10 回）